**附属書2-1**

**JIS工場審査チェックリスト（書類調査）**

記入者（申請者）：　　　　印

記入日：

記入者（JECTEC）：　　　　印

記入日：

JECTEC記入欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **申請書番号** | **審査対象JIS** | **申請者** | **審査日** | **審査員** | |
|  |  |  |  |  | |
| **審査結果** | | | | | **承認** |
|  | | | | |  |
| **承認日** |
|  |

| 項目 | 基準Ａ | 基準B | 審査事項 | 申請者 チェック欄 | JECTEC記載欄 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｉ．提出申請書類の確認 | | | | | |
| １．提出書類 | ○ | ○ | 次の書類が全てそろっているか ・      JIS適合性評価申請書 |  |  |
|
| ・      品質管理実施状況説明書 |  |  |
| ・      品質マニュアル（審査基準Bの場合） |  |  |
| ・      JIS Q 9001の登録証の写し（審査基準Bの場合） |  |  |
| ・      JIS Q 9001の直近のサーベイランス報告書の写し（審査基準Bの場合） |  |  |
| ・      製造実績 |  |  |
| ＩＩ．JIS適合性評価申請書の確認項目 | | | | | |
| １．申請者 | ○ | ○ | 代表者名及び申し込み責任者名が記載されており、申し込み責任者が押印しているか |  |  |
| ２．申請内容 | ○ | ○ | 申請の区分が記載されているか |  |  |
| 認証の追加又は変更の場合、内容が記載されているか |  |  |
| ３．鉱工業品の名称 | ○ | ○ | 名称はJIS通りか |  |  |
| JIS番号は、申請品に対応しているか |  |  |
| 次のいずれかの認証の区分が記載されているか ・日本産業規格毎  ・ JISに定める種類又は等級毎 ・ 申請者によって定義された鉱工業品（申請者の定める型式等）毎 ・ 複数のJISに係る鉱工業品 |  |  |
|
|
|
| 種類はJISに規定されているものであるか （製造範囲がJISの範囲内で限定される場合は、種類の隣に製造範囲を記載する。例　CEE/F（1.25～22mm2）） |  |  |
|
| ４．工場又は事業場 | ○ | ○ | 審査対象となる工場が記載されているか |  |  |
| ５．品質管理体制の審査基準 | ○ | ○ | 審査基準のいずれかにチェックが入っているか |  |  |
| 審査基準Bの場合で工場審査結果の活用希望にチェックが入っている場合、登録認証機関名及び認定番号が記載されているか |  |  |
| 審査基準Bの場合でJIS Q 9001が有効であるか（無効となっていないか） |  |  |
| ６．JISマーク等の表示方法 | ○ | ○ | 記載内容はＪＩＳ及び一般認証指針の規定を満足しているか |  |  |
| 製品本体及び包装の表示方法がそれぞれ記載されているか |  |  |
| 製品本体及び包装の表示例がそれぞれ記載されているか （包装の表示例はラベルがあれば、実例を添付するのが望ましい） |  |  |
| 表示に略称又は登録商標を使用する場合それが記載されているか |  |  |
| ＩＩＩ．品質管理状況説明書の確認事項 | | | | | |
| １．作成者（品質管理責任者）、鉱工業品の名称、工場又は事業場 | ○ | ○ | 申請書に記載された、品質管理責任者が作成しているか |  |  |
| 作成日が記載されているか |  |  |
| 所在地は、申請書に記載された所在地と相違ないか |  |  |
| ２．製造工場周辺の地図（最寄駅からの地図） | ○ | ○ | 申請書に記載された所在地と相違ないか |  |  |
| ３．工場内の配置図 | ○ | ○ | 当該申請品の製造及び検査設備の所在が明確になっているか |  |  |
| ４．製造工場（含む企業全体）の組織図、品質管理責任者及び品質管理委員会 | ○ | ○ | 品質管理責任者の位置づけが明確になっているか |  |  |
| 品質管理責任者は、製造部門又は加工部門に所属していないか （製造部門又は加工部門に所属している場合は、各部門から独立した権限と能力の条件を証明する必要がある） |  |  |
|
| ５．責任と権限に関する事項（品質管理責任者を含む） | ○ | ○ | 一般認証指針（JIS Q 1001）付属書２ 5.ロ(1)に規定された品質管理責任者の職務内容が網羅されているか |  |  |
| ６．品質管理体制に関する事項  6.0品質システムの概要 | － | ○ | 全ての項目が記載されており、登録認証範囲に申請品が含まれているか |  |  |
|
| 記載内容と、登録認証書の写しに相違が無いか |  |  |
| 6.1 製造工程の概要図 | ○ | ○ | 品目別審査事項に規定した製造工程が網羅されているか |  |  |
| 6.2 主要原材料の管理の概要 | ○ | ○ | 品目別審査事項に規定した原材料が全て含まれているか |  |  |
| 全ての原材料の製造業者が記載されているか  （原材料を複数の製造業者から納入する場合は、全ての納入業者名を記載する） |  |  |
| 全ての原材料に関して品目別審査事項に規定した品質項目が網羅されているか  （品目別審査事項に規定した品質項目が記載されていない場合は、合理的な理由が必要） |  |  |
| 全ての原材料に対して受入検査頻度及び検査方法が記載されているが |  |  |
| 全ての原材料に対して保管方法が記載されているか |  |  |
| 6.3 工程中における品質管理状況の概要 | ○ | ○ | 品目別審査事項に記載した工程が全て記載されているか  （品目別審査事項で外注を可能としている工程で、外注している中間製品及び予め原材料として納入している中間製品の工程は記載しない） |  |  |
| 全ての工程に関して品目別審査事項で規定した管理項目及び品質特性が網羅されているか  （品目別審査事項に規定した管理項目及び品質特性が記載されていない場合は、合理的な理由が必要） |  |  |
| 全ての管理項目及び品質特性の管理方法及び検査方法が記載されているか |  |  |
| 全ての工程に関して不良品や不合格ロットの処置方法が記載されているか |  |  |
| 品目別審査事項で外注可能としていない工程を外注していないか |
| 6.4 製品の品質特性の概要 | ○ | ○ | JISに規定された品質特性が網羅されているか |  |  |
| 製品規格の特性値は、JISを満足しているか |  |  |
| 全ての特性の検査頻度が記載されているか |  |  |
| 全ての特性の検査方法が記載されているか |  |  |
| 6.5主要製造設備の管理の概要 | ○ | ○ | 品目別審査事項に規定した製造設備が全て記載されているか  （品目別審査事項に規定した製造設備が記載されていない場合は、合理的な理由が必要）  （品目別審査事項で外注可能とした工程で外注する中間製品、及び予め原材料として納入する中間製品の工程に使用する製造設備は記載しない） |  |  |
| 当該製品の製造に使用する全ての設備の台数が記載されているか |  |  |
| 記載された全ての設備の公称能力が記載されているか。  （設備が複数台ある場合は、それぞれの公称能力を記載する。） |  |  |
| 全ての設備に関して点検箇所・項目及び周期が記載されているか |  |  |
| 6.6 主要試験・検査設備の管理の概要 | ○ | ○ | 品目別審査事項に規定した検査設備が全て網羅されているか  （品目別審査事項に規定した検査設備が記載されていない場合は、合理的な理由が必要）  （品目別審査事項で外注可能とした検査設備で、検査を外注する場合はその検査設備は記載しない） |  |  |
| 製品の検査に使用する全ての検査設備の台数が記載されているか  （工程内検査に使用する設備は除外する） |  |  |
| 全ての検査設備に関して公称能力が記載されているか |  |  |
| 公称能力はJISに規定された特性を測定するために十分であるか |  |  |
| 全ての検査設備に関して点検箇所・項目及び周期が記載されているか |  |  |
| 品目別審査事項で外注可能としていない検査を外注していないか |  |  |
| 6.7 外注管理の概要 | ○ | ○ | 記載された工程又は試験・検査項目は、品目別審査事項で、外注可能としているものか。 |  |  |
| 製造工程を外注している場合、外注率が記載されているか |  |  |
| 全ての外注項目に関して外注先が記載されているか |  |  |
| 全ての外注項目の管理項目及び品質特性が記載されているか |  |  |
| 全ての管理項目及び品質特性は、JIS及び品目別審査事項を満足しているか |  |  |
| 全ての管理項目及び品質特性の管理及び検査方法が記載されているか |  |  |
| 6.8 苦情処理の手順と概要 | ○ | － | 苦情処理のフロー図及び処理手順が記載されているか （申請者は記載されたものが、社内規程に規定されたものかどうかを確認する） |  |  |
| 6.9 製品に係る社内規格一覧表 | ○ | － | 次の文書が含まれているか。 ・   製品規格 |  |  |
|
| ・   製品検査規格 |  |  |
| ・   検査手順書類 |  |  |
| ・   資材規格 |  |  |
| ・   資材管理に関する規程類 |  |  |
| ・   工程管理に関する規程類 |  |  |
| ・   設備管理に関する規程類 |  |  |
| ・   設備操作手順が記載された文書類 |  |  |
| ・   苦情処理規程 |  |  |
| ・   文書及び記録管理に関する規程類 |  |  |
| ・   資材及び製品の保管に関する規程類 |  |  |
| ・   不合格・不適合品の処置に関する規程類 |  |  |
| ・      職務分掌に関する規程類 |  |  |
| 6.10 該当製品の品質記録の一覧表及び保管期限 | ○ | － | 次の記録が含まれておりそれぞれの保管期限は、3年以上であるか ・  　　 資材の受入に関する記録 |  |  |
|
| ・      工程管理の記録 |  |  |
| ・      製品検査記録 |  |  |
| ・      製造設備の点検記録 |  |  |
| ・      検査設備の点検・校正記録 |  |  |
| 6.11 統計的手法の活用手順と当該製品に係るデータ | ○ | ○ | 検査データ等を統計的手法を用いて分析した事例が添付されているか。 （1規格につき少なくとも1つの特性のデータを添付する。） |  |  |
|
| ７．製品の表示に関する事項 | ○ | ○ | 表示項目は、JIS及び一般認証指針を満足しているか |  |  |
| ８．品質管理責任者に関する事項 | ○ | ○ | 全ての項目が記載されているか |  |  |
| 標準化及び品質管理に関する専門知識の修得状況は、一般認証指針の規定附属書２ 5.ロ(2)を満足しているか |  |  |
| ９．品質管理の組織的運営 | ○ | ― | 全ての項目が記載されているか |  |  |